令和6年

福島県警察 政策評価



福島県警察シンボルマスコットキャラクター 「ふくぼうしくん」 「ふくぼうしさん」

福島県警察本部

口 政策評価の目的

県警察における政策評価は、県民の視点に立ち、適正かつ効果的に 警察行政を推進するとともに、警察行政の透明性を確保し、県民の理 解と協力を得て、警察行政の更なる充実・強化を図ることを目的とし ています。

□ 政策評価の対象期間

令和6年1月1日から12月31日までの1年間

	令和6年 政策評価の対象施策
重点目標1	県民の安全と安心を守る犯罪抑止対策の推進 ・・・・・・・1
重点目標2	街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保6
重点目標3	県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進・・・10
重点目標4	総合的な交通事故防止対策の推進14
重点目標5	緊急事態や県民生活を害する脅威への迅速・的確な対処・・19
重点目標6	サイバー空間の脅威への的確な対処24
重点目標7	県民のための強く、やさしく、開かれた組織づくり …27

重点目標1 県民の安全と安心を守る犯罪抑止対策の推進

【総評】

犯罪発生状況を分析し、その発生要因に応じた犯罪抑止対策を行うとともに、被害防 止情報のタイムリーな情報発信や、防犯ボランティア団体等と協働による防犯活動を行 った。

また、なりすまし詐欺等の発生実態を分析し、POLICEメールふくしま等による広報に 加え、SNS、CMを通じて的を絞った広報を実施するとともに、犯人からの電話を直接受 けない対策や、金融機関・コンビニエンスストアにおける水際対策を行った。

こども・女性・高齢者等が被害者となる人身安全関連事案について、初期段階から組 織的に対応し、被害者等の保護を最優先に対処した。

少年の非行防止に資する街頭補導活動や少年の居場所づくり活動を推進するととも に、福祉犯事件の取締り強化、被害防止を目的とした情報モラル教室等を開催した。

商標法違反や特定商取引法違反等の生活経済事犯のほか、盛土規制法違反や賭博事件 等の生活環境を脅かす事犯を検挙するとともに、金融機関に対する口座凍結依頼等の犯 行ツール対策を推進した。

許可等事務について、厳正な審査により、不適格者を排除するとともに、営業等の適 正化を期すため、関係機関と連携した立入検査等を通じた指導等を行った。

これら取組を推進したものの、刑法犯認知件数が前年より増加したほか、SNS型投資 ・ロマンス詐欺被害件数が急増し、なりすまし詐欺の被害状況も依然として高い水準に あり犯行手口の巧妙化もみられることから、引き続き発生状況の分析に基づき、SNS等 幅広い媒体を活用した積極的な広報、金融機関・コンビニエンスストア等に対する管理 者対策、関係団体等と協働した防犯活動等の犯罪抑止対策を推進する必要がある。

重点推進事項1|地域で多発する犯罪及びなりすまし詐欺の被害防止対策の推進

- 犯罪情勢に応じた犯罪抑止対策の推進
 - 犯罪発生状況を分析し、地域で多発する犯罪について、被害多発場所の警戒活動 の強化や広報啓発、住民に対する防犯講話等の犯罪抑止対策を行った。
 - 万引きの多発店舗に対し、個別に立ち寄り、万引きをさせない環境づくり等の管 理者対策を行った。
 - 自転車盗難の多発場所に対し、行動科学におけるナッジ理論を活用した実証実験 (強制することなく自然と施錠を促すような表記の看板設置)を行った。(令和6 年度予算額87万7千円、実証期間令和6年8月から同年11月まで、実証対象駐輪場 における施錠率と被害件数:約89%から約96%に増加、26件から15件に減少)
 - 県内の犯罪発生状況の分析に基づき県警ホームページやPOLICEメールふくしま等 による広報啓発を行った。
 - 地域の自主防犯意識向上を図るため福島県街頭防犯カメラ設置補助事業を実施し

た。(令和6年度予算額500万円、補助団体数:15団体)

- ・ 各種対策を推進したものの、刑法犯認知件数は前年より増加した。 (認知件数:8,844件(前年比+841件))
- なりすまし詐欺被害防止対策の推進
 - ・ なりすまし詐欺の予兆情報認知時には、POLICEメールふくしま等情報発信による 注意喚起を行ったほか、民放ラジオ局によるスポット広報を行った。(POLICEメールふくしま発信数:568件、スポット広報:31件)
 - 日々変化するなりすまし詐欺の手口や被害防止対策等について、POLICEメールふくしま等、あらゆる媒体を活用し、タイムリーに発信した。(登録者数、POLICEメールふくしま:104,069人、POLICEアプリふくしま:43,215人、X(エックス):14,263人、インスタグラム:4,042人(いずれも令和6年12月末現在))
 - ・ 犯人からの電話を直接受けない対策として、国際電話不取扱受付センターの活用 について周知するとともに、警告機能付電話録音装置の無償貸出を行った。(貸出 数:1,059台(令和6年12月末現在))
 - ・ テレビCMやSNS等を活用し、幅広い世代に対して、なりすまし詐欺等被害防止の ための広報啓発活動を行った。(令和6年度予算額1,088万円)
 - ・ 各種対策を推進したものの、令和6年中におけるなりすまし詐欺等の被害件数及 び被害額は前年より増加した。(なりすまし詐欺被害件数:120件(前年比+26件)、 被害額:4億364万円(前年比+2億4,652万円)、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件 数:110件(前年比+87件)、被害額11億7,951万円(前年比+9億5,049万円))
- 関係機関・団体等との連携
 - ・ 電子マネーを利用したなりすまし詐欺等の被害を防止するため「なりすまし詐欺 対策シート」を作成し、コンビニエンスストアに配布するなど、金融機関やコンビ ニエンスストア等と連携して水際対策を行った。(未然防止数:135件)
 - ・ 防犯ボランティア支援事業として防犯ボランティア団体等に必要な物品支援を行った。(令和6年度予算額100万円、支援団体数:11団体)
 - ・ 防犯ボランティア団体、自治体、金融機関、老人クラブ、企業等が加入する「なりすまし詐欺防止ネットワーク」を活用し、被害情報の共有、注意喚起を行った。 (加入数:250組織(令和6年12月末現在))
 - ・ 県内のドラッグストア等が加盟する「ストアセキュリティふくしまネットワーク」 と連携し、なりすまし詐欺被害防止対策のほか、外国人犯人グループ等による化粧 品等を対象とした組織的大量万引き(爆盗)事件に関する情報提供を行い、被害の 未然防止、拡大防止を行った。(加盟企業数:43社(店舗数:1,537店舗)(令和6 年12月末現在))

重点推進事項2

こども・女性・高齢者等の安全を確保するための取組の推進

- 人身安全関連事案等に対する迅速かつ的確な対処
 - ・ 事案を認知した初期段階から警察署と本部が一体となって対応するとともに、生活安全部門と刑事部門等が連携して組織的に危険性・切迫性の判断を行い、必要に応じて本部員を派遣するなど迅速かつ的確に対処した。

- ・ 被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる場合には、安全な場所に避難させるとともに継続的に安全確認を行ったほか、110番緊急通報登録システムへの登録、防犯カメラの設置、携帯型緊急通報装置の貸与、身辺警戒等を行うなど、被害者等の保護を徹底した。
- ・ ストーカー・DV事案においては各種法令を駆使して検挙したほか、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の行政措置を積極的かつ迅速に行った。(ストーカー事案関連の検挙件数:24件、ストーカー事案関連の行政措置数:41件(禁止命令:13件、禁止命令延長:1件、文書による警告:27件)、DV事案関連の検挙件数:68件)
- ・ 未成年者被害の誘拐事件等のおそれのある行方不明事案について、首都圏をはじ め全国に捜査員を派遣し、対象者の発見、保護活動を行った。
- ・ 福島県女性のための相談支援センターとの連絡会を開催し、被害者等の安全確保 のための情報交換を行った。
- 虐待事案への迅速・的確な対応の推進
 - ・ 各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、発見時における警察署と本部の一体となった対応により危険性を組織的に判断し、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底した。
 - ・ 警察が児童虐待事案を認知した場合は、児童相談所等と連携して事実関係を確認 し、虐待又はその疑いが認められた児童を速やかに児童相談所に通告した。(通告 数:1,271人)
 - ・ 県内各児童相談所と連絡会議や合同訓練を行ったほか、同所に派遣した警察官等 と情報を共有し、各種事案に連携して対応した。
- こどもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進
 - ・ こどもや女性に対する性犯罪の前兆である声掛け、つきまとい等の事案を認知した場合は、先制・予防的活動を迅速に行って行為者を特定し、指導・警告等の措置を講じた。
 - ・ 犯罪の前兆とみられる事案等の発生状況や自主防犯活動の促進に資する防犯対策 上のポイント等について、各種媒体を活用して広報啓発を行った。(実施数:36 回)
 - ・ 政府策定の「登下校防犯プラン」に基づき、通学路の危険箇所における重点的なパトロールを行ったほか、学校、保護者、防犯ボランティア等と連携し、通学路や集団登校の集合場所等における警戒・見守り活動を推進するなど、通学路等におけるこどもの安全確保に努めた。
 - ・ 「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」等と連携し、事業者等が日常の事業 活動を行いながら、防犯の視点を持って通学路等の見守りを行う「ながら見守り」 を推進した。(加入会員数:県内の108企業・団体(令和6年12月末現在))

重点推進事項3

少年の非行防止・保護総合対策の推進

- 非行少年を生まない社会づくりの推進
 - ・ 地域の非行実態に即した街頭補導活動を実施し、喫煙や深夜はいかい等を行う不 良行為少年を補導した。(補導人数:1,620人)

- ・ 非行に走りかねない少年の立ち直りを支援するため、地域住民や少年警察ボラン ティア等と連携し、食育体験や農業体験等を通じた少年の居場所づくりを行った。 (実施数:11回)
- ・ 少年の非行防止や犯罪被害防止のため、学校等において、少年や保護者、学校関係者を対象とした非行防止教室、防犯教室を開催した。(非行防止教室開催数:499回、防犯教室開催数:679回)
- 少年事件の適正捜査の推進
 - ・ 本部が警察署と一体となり捜査の進捗状況を定期的に確認したほか、捜査方針に ついて指導するなど適正捜査を推進した。
 - ・ 全警察署の少年事件担当者等を対象とした研修を実施し、少年事件の捜査能力及 び指揮能力の向上に努めた。
- 福祉犯事件の取締り強化と被害防止対策の推進
 - ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件等、少年の福祉を害する事犯の取締りと検挙を徹底した。(検挙数:84件、60人)
 - ・ 自らの裸を撮影した画像をSNS等を通じて他者に送信する等、児童ポルノ等の被害者となる少年が後を絶たないことから、SNS上における不適切な書き込みに対する注意喚起・警告活動のほか、学校等関係機関と連携して情報モラル教室を開催した。(注意喚起・警告活動実施数:28回、情報モラル教室開催数:470回)

重点推進事項4

生活経済事犯や生活環境を脅かす事犯対策の推進

【取組結果】

- 生活経済事犯の取締りの推進
 - ・ 有名スポーツ選手の偽造ユニフォームを販売し商標権を侵害した商標法違反、屋根の修繕工事の契約において不実のことを告げる行為をした特定商取引法違反等の事件をはじめとした生活経済事犯を検挙した。(検挙数:117件、74人)
 - ・ 犯行利用の疑いのある預貯金口座や携帯電話等について、金融機関に対する口座 凍結依頼や携帯電話会社に対する契約者確認要求等の犯行ツール対策を徹底した。
- 生活環境を脅かす事犯の取締りの推進
 - ・ 土砂処分業者による違法な盛土造成について、盛土規制法や森林法等の各種法令 を駆使して取締りを徹底したほか、産業廃棄物を不法投棄した廃棄物処理法違反等 をはじめとした環境事犯を検挙した。(検挙数:58件、65人)
 - ・ 違法賭博店を経営して客に賭博をさせて利益を得た賭博事件、繁華街において無許可で風俗店を営業した風営適正化法違反、悪質な客引きに対する客引き条例違反等の事件をはじめとした風俗関係事犯を検挙した。(検挙数:31件、38人)

重点推進事項5

厳正な許可等事務の推進

- 厳格かつ適正な許可等事務の推進
 - 各種申請等に対し、不適格者の発見・排除に努めるべく徹底した調査を推進した。
 - 消防署等関係機関と連携して危険物運搬車両に対する指導取締りを行った。

○ 不適正事案の絶無

- ・ 許可等事務担当者を対象とした研修を行ったほか、不適正事案の絶無に向け各種 機会を捉えた指導を行った。
- ・ 本部が警察署と一体となり、各種申請等の処理状況の管理を徹底するなど、許可 等事務担当者に対する組織的サポートを推進した。

重点目標2 街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保

【総評】

巡回連絡やパトロール等、事件・事故を防止するための活動を実施するとともに、犯罪を検挙するため不審者に対する徹底的な職務質問等を実施するなど、地域の安全と安心を確保するための街頭活動を推進した。

また、重大事件等を認知した際は、犯人の早期検挙と被害の拡大防止のため、通信指令課による一元的指揮を徹底するとともに、警察機動力及び110番映像通報システム等の運用により迅速・的確な初動警察活動を推進した。

さらに、治安に関する県民の身近な不安を解消するため、地域住民からの意見・要望等を把握し、問題解決に向けた活動を推進するとともに、広報紙等により地域安全情報を積極的に発信した。

このほか、地域警察官の実務能力の向上、交番等における安全対策を推進するとともに、警察官が事件・事故等の現場に早期に臨場する体制を強化するなど、県民の安全と安心を守るために「福島県警察治安向上プログラム」を策定し、自動車警ら隊の新設、交番機能の強化等社会情勢の変化に適応した地域警察の確立に向けた取組を実施した。

交番、駐在所等の警察官は、事件・事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動 措置を執る必要があることから、引き続き、襲撃事案等に対する受傷事故防止対策に配 意しつつ、事案対応能力の更なる強化のための取組を推進する必要がある。

重点推進事項1

事件・事故の抑止と犯罪の取締りのための街頭活動の推進

- 地域の実態に即した街頭活動の推進による県民の安心感の醸成
 - ・ 受持区担当警察官による巡回連絡をはじめ、事件・事故の発生が多い場所や時間 帯におけるパトロールを通じた実態把握等、地域の実態に即した効果的な街頭活動 を推進した。
- 積極的な職務質問による犯罪の未然防止と取締りの推進
 - ・ 犯罪の未然防止と取締りを推進するため、立番やパトロールの際、不審者等に対する積極的な声掛けと徹底した職務質問・所持品検査を実施した。
- 鉄道施設等における街頭活動の推進
 - ・ 近年増加する鉄道施設及び鉄道利用者に対する犯罪を防止するため、鉄道警察隊 と警察署が連携し、通勤・通学時間帯の改札口等での警戒をはじめ、新幹線及び在 来線沿線におけるパトロール、鉄道施設等の警戒を実施した。
 - ・ 鉄道事業者と連携し、無差別殺傷事件を想定した不審者対応訓練、災害発生時を 想定した列車からの避難誘導訓練のほか、人身事故対処訓練、防災訓練、護身術訓 練等を実施した。
 - ・ 新幹線や在来線列車に鉄道警察隊員が乗務して、車両内の警戒のための列車警乗 を実施した。

- 避難指示解除区域等における安全と安心の確保
 - ・ 避難指示解除区域等において、見せるパトロール活動、ミニ検問を実施したほか、 登下校時間帯における見守り活動、居住世帯に対する巡回連絡及び不在世帯へのパ トロールカードの配布等を実施した。
 - ・ 地域ボランティア組織と連携し、パトロール活動を活性化させたほか、住民等の 意見・要望の把握により帰還者の不安感を払拭した。

重点推進事項2

迅速・的確な初動警察活動の推進

- 事件・事故認知時の迅速・的確な対応
 - ・ 重大事件等認知時は、通信指令課に情報を集約し、一元的指揮を徹底するととも に、主管部門と連携した対応を実施したほか、重大事件等に発展するおそれがある 場合には、迅速・的確に緊急配備等を発令した。
 - ・ 1月10日の「110番の日」における適切な110番利用呼び掛けと警察相談専用電話「#9110」番利用の広報を実施した。(110番総受理件数:11万3,927件(前年比 1万2,745件))
- 警察機動力及び各種システムの効果的運用
 - ・ 事件・事故の発生状況等の治安情勢や交番・駐在所における活動状況等を把握した上、警戒力を最も必要とする地域や時間帯にパトカー等を集中的に投入するなど、パトカー (二輪自動車を含む)、警察用航空機、警察用船舶等の警察機動力を効果的に活用した。
 - ・ タクシー事業者等と連携し、タクシー強盗事件を想定の上、110番映像通報システムを活用した進行型殺傷事件対処訓練を実施した。(110番映像通報システムによる有効受理件数:295件)
- 通信指令技能の向上
 - ・ 警察官採用時における通信指令技能向上のための研修、指令担当者等を対象とした通信指令技能検定、広域緊急配備訓練や重要凶悪事件を想定した初動対応訓練、福島県警察通信指令競技会等県民に危害の及ぶおそれのある事案の対処能力向上を目的とした実戦的訓練を実施したほか、通信指令技能指導官等を各警察署に派遣し、無線報告・指令について研修・指導を行った。
- 事案対応能力の向上
 - ・ 水難の発生に備え、装備資機材の習熟訓練や自治体、消防等と合同による水難救助訓練を実施したほか、教育機関と連携した児童・生徒等に対する水難の未然防止に関する指導を実施した。
 - ・ 山岳遭難の発生に備え、主要山岳地帯を管轄する警察署を中心に山岳遭難救助隊 (1隊9署235人)を編成するとともに、各地区山岳遭難対策協議会や消防等と合 同による実戦的な山岳遭難救助訓練や警察用航空機によるホイスト救助訓練を実施 した。
- 水難・山岳遭難防止対策の推進
 - ・ 自治体、消防等と連携し、水難や山岳遭難につながりやすい危険箇所を把握するとともに、管理者に危険箇所の表示、安全施設の補修整備等の働き掛けを行ったほ

- か、広報紙、ラジオ、POLICEメール等あらゆる媒体を活用した広報啓発活動を実施 した。(水難の発生件数:19件22人(前年比-6件、-4人)、山岳遭難の発生件数 :66件71人。(前年比±0件、-1人))
- ・ 海・湖水浴場開設者やプレジャーモーターボート提供業者に対する事故防止に関する指導を実施するとともに、徒歩、パトカー、警察用船舶等による警戒警らを実施した。特に、猪苗代湖においては、夏季のレジャーシーズン中、本部及び猪苗代湖を管轄する警察署により警戒・取締りを強化し、プレジャーモーターボート事故を減少させた。(プレジャーモーターボート事故の発生件数: 4件16人(前年比-4件、-13人))
- 組織的な雑踏事故防止対策の推進
 - ・ 多数の人出が予想される祭礼、イベント等については、主催者と連携した雑踏警備を実施し、雑踏事故を未然に防止した。(雑踏警備実施数:2,623件、従事警察官数:延べ7,493人)

重点推進事項3

地域に密着した活動の推進

【取組結果】

- 地域ボランティアの活性化
 - ・ 「交番・駐在所連絡協議会」等において、地域住民と地域の治安に関する問題等 について協議するとともに意見・要望の把握に努め、各種警察活動に反映させた。
- 地域の問題解決活動の推進
 - ・ 巡回連絡をはじめとした各種警察活動を通じて地域住民の意見・要望や地域の問題を把握し、警察として必要な措置を講じたほか、自治体、ボランティア等と連携し、問題解決活動を推進した。
- 効果的かつ迅速な情報発信活動の推進
 - ・ 地域の事件・事故の発生状況や警察からのお知らせを掲載した「ミニ広報紙」や 「交番・駐在所速報」を適時発行し、犯罪の被害防止や交通事故防止に関する情報 を発信した。(ミニ広報紙発行数:1,428回、交番・駐在所速報発行数:477回)

重点推進事項4

社会情勢の変化に適応した地域警察の確立

- 地域警察官の実務能力の向上
 - ・ 若手地域警察官の早期戦力化を目的として、本部と警察署が連携して育成プログラムを推進し、研修や訓練を実施したほか、一定期間を設定し、実戦を通じながら地域警察官として必要とされる基礎的な実務能力の向上に努めた。
 - ・ 警察庁指定広域技能指導官による職務質問技能に関する研修や実戦的な指導の実施等、犯罪の未然防止と取締りに有効な手段である職務質問技能を向上させるための取組を推進した。
 - ・ 重要凶悪事件等発生時における初動対応能力を向上させるため、本部員が各警察署 に赴き研修を実施した。
- 交番・駐在所における安全対策の推進

- ・ 交番等における防犯カメラの増設等、施設のセキュリティ強化を実施した。
- ・ 全ての交番・駐在所において襲撃事案を想定した対応訓練を実施したほか、駐在 所勤務員の配偶者に対して身の安全を確保するための訓練を恒常的に実施した。
- ・ 警察官が携帯している催涙スプレーの実射訓練をはじめ、現場臨場した際の警察 官に対する襲撃に対処する訓練等、あらゆる事態を想定した受傷事故防止訓練を恒 常的に実施し、街頭活動時における地域警察官の安全確保に努めた。
- 社会情勢の変化に適応した取組の推進
 - ・ 人口減少や少子高齢化の急速な進行などの社会情勢や現下の治安情勢等を踏ま え、警察官が事件・事故等の現場に早期に臨場する体制を強化するなど、県民の安 全と安心を守るために、県警察が今後推し進めていく施策として「福島県警察治安 向上プログラム」を策定した。

重点目標3 県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進

【総評】

初動捜査を迅速・的確に推進し、殺人、強盗、放火等の重要凶悪事件、侵入窃盗事件、 特殊詐欺事件など県民が不安を感じる犯罪を徹底検挙したほか、町長らによる贈収賄事件、元衆議院議員による公職選挙法違反事件等の構造的不正事件を検挙した。

また、関係機関・団体等と連携し、各種暴力団排除対策を推進するとともに、暴力団員による殺人未遂事件等を検挙したほか、匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件、詐欺事件、風営適正化法違反事件、薬物事犯等を検挙した。

さらに、綿密な鑑識活動による客観証拠の収集、科学技術を活用した緻密な捜査、正確かつ迅速な鑑定業務等を推進したほか、取調べの適正化の推進、捜査幹部の捜査指揮能力向上、若手捜査員の捜査能力向上等を目的とした各種研修会を開催した。

これら取組を推進したものの、匿名・流動型犯罪グループによる強盗、窃盗やSNS型投資・ロマンス詐欺被害件数が急増したほか、なりすまし詐欺の被害状況も依然として高い水準にある。

このため、初動的な捜査や防犯カメラの映像解析等の分析力を強化し、広域化、複雑化する犯罪への対処力を強化する。また、治安対策上の大きな脅威となっている匿名・流動型犯罪グループの実態等を解明し、中心的役割を果たす人物をはじめメンバーの徹底検挙を図る。

重点推進事項 1

凶悪犯、窃盗犯等の徹底検挙

- 重要凶悪事件等への的確な対処
 - ・ 殺人や強盗等の重要凶悪事件の認知時における迅速な初動捜査、客観証拠の的確な収集等を徹底し、認知件数180件(前年比+69件)に対して、177件(前年比+93件)を検挙した。(検挙数:殺人13件、強盗14件、放火11件、略取誘拐4件、不同意性交等37件、不同意わいせつ98件)
- 窃盗犯に対する検挙力の強化
 - ・ 窃盗犯の認知時における基本捜査や鑑識活動の徹底、広域窃盗事件に対する綿密な分析や他県警察との合(共)同捜査を積極的に推進し、認知件数6,393件(前年比+718件)に対し、2,219件(前年比+194件)を検挙した。
 - ・ 侵入窃盗や自動車盗等の重要窃盗犯について、認知件数1,060件(前年比+120件) に対し、402件(前年比-28件)を検挙した。
- 適正な死体取扱業務の推進
 - 死体取扱件数3,243件(前年比+56件)のうち、警察本部検視官(検視を専門とする幹部職員)が臨場した件数は2,800件で、臨場率は86.3%(前年比-7.3ポイント)であった。
 - 検視においては、警察署と警察本部検視官が緊密に連携し、綿密な現場観察や死

体観察、各種検査の積極的な活用などによる死因の究明を徹底し、事件性の有無を 適正に判断した。

重点推進事項2 重要知能犯罪等の徹底検挙

【取組結果】

- 重要知能犯罪の捜査強化
 - ・ 贈収賄事件等の構造的不正に関する情報収集活動を推進し、石川町長らによる贈収賄事件を検挙したほか、県職員らによる官製談合防止法違反事件を検挙した。
 - ・ 第50回衆議院議員総選挙における厳正公平な選挙違反取締りを行い、元衆議院議員による公職選挙法違反(寄附の禁止)事件を検挙した。
- 経済をめぐる不正事犯の捜査強化
 - ・ 社会的反響の大きい経済的不正事犯や公金不正受給事案の捜査を徹底し、雇用調整助成金不正受給詐欺事件等を検挙した。

重点推進事項3 暴力団等組織犯罪対策の推進

- 戦略的な暴力団等組織犯罪対策の推進
 - ・ 暴力団等の犯罪組織の弱体化を図るため、組織実態の解明とあらゆる捜査手法を 駆使した取締りを戦略的に推進し、暴力団員による殺人未遂事件等により暴力団員 等61人(前年比-7人)を検挙した。
 - ・ 全国的な課題となっている匿名・流動型犯罪グループ対策として、部門横断的な 取組により、強盗事件、風営適正化法違反事件、詐欺事件等を検挙した。
 - ・ 組織犯罪に対する資金源対策として組織的犯罪処罰法違反事件を14件(前年比+7件)検挙し、1,130万4,334円(前年比+1,126万8,334円)を起訴前没収保全した。
- 総合的な暴力団排除対策の推進
 - ・ 民暴弁護士と連携した民事訴訟手続きの活用により住吉会系暴力団事務所を完全 撤去した。
 - ・ 関係機関・団体と連携した暴力団排除活動を推進し、適正かつ積極的な情報提供により、金融業10件、保険業1件の契約から暴力団を排除した。
 - ・ 配下組員の組織脱退を妨害した六代目山口組系暴力団組長に対して、暴力団対策 法に基づき中止命令を発出するなど、行政命令10件(前年比+3件)を発出した。
- なりすまし詐欺等の戦略的な取締りの徹底
 - ・ なりすまし詐欺等認知時の迅速な対応、綿密な鑑識活動等の被疑者検挙に向けた 各種捜査活動を推進し、認知件数120件、被害総額4億364万円(前年比+26件、 +2億4,652万円)に対し、37件12人(前年比-4件、-1人)を検挙した。
 - ・ 全国的な課題となっているSNS型投資・ロマンス詐欺は、認知件数110件、被害総額11億7,951万円(前年比+87件、+9億5,049万円)に対し、6件5名を検挙した。
 - ・ なりすまし詐欺等を助長する犯罪については、なりすまし詐欺等に悪用された預 貯金口座の開設に係る詐欺事件や通帳・キャッシュカード等の不正売買に係る犯罪 の捜査を推進し、102件61人(前年比+50件、+26人)を検挙した。

- ・ 各種対策を推進したものの、令和6年中におけるなりすまし詐欺等の被害件数及び被害額は前年より増加した。(なりすまし詐欺被害認知件数:120件(前年比+26件)、被害額:4億364万円(前年比+2億4,652万円)、SNS型投資・ロマンス詐欺被害認知件数:110件(前年比+87件)、被害額11億7,951万円(前年比+9億5,049万円))【再掲】
- 薬物銃器犯罪対策の推進
 - ・ 長期にわたる内偵捜査の実施により、匿名・流動型犯罪グループである違法薬物 密売組織の首魁以下組織関係者5人、譲受客6人を検挙し、違法薬物密売組織を壊 滅させた。

末端乱用者の検挙及び突き上げ捜査を徹底し、薬物事犯122件81人(前年比±0件、+2人)を検挙した。

- ・ 銃器関連情報の収集を強化し、サイバーパトロールを端緒に規制拳銃所持事件を 検挙し拳銃1丁を押収したほか、遺品拳銃(旧軍用拳銃等の総称)4丁を押収した。
- 国際犯罪組織対策の推進
 - ・ 国際犯罪組織等の実態解明と不法事案の取締りを推進した結果、来日外国人被疑者を窃盗、詐欺、入管法違反等により、90件45人(前年比+25件、-2人)を検挙した。

重点推進事項4

鑑識活動の徹底と科学技術の活用

【取組結果】

- 客観証拠収集のための現場鑑識活動及び証拠保全措置の徹底
 - ・ 各種事件現場において、迅速・的確な現場保存と徹底した現場鑑識活動により客 観証拠になり得る現場指掌紋、現場足痕跡、法医理化学資料等について3,519件(前 年比+45件)の採取を実施した。
 - ・ 鑑識担当者や地域警察官、新規採用の警察官等に対する研修を計41回、受講者延 べ785名(前年比-7回、+59名)に実施した。
- 正確かつ迅速な鑑定の推進
 - ・ 各警察署からの多様な鑑定嘱託に対して、DNA型鑑定、薬物鑑定、画像鑑定及びポリグラフ検査等10,187件(前年比-773件)を実施し、犯人の割り出しや犯行の裏付け等に活用した。
 - ・ 全警察署の担当者等を対象とした研修、意見交換を実施し、正確かつ効率的な鑑定を推進した。
- 鑑定の高度化に向けた研究等の推進
 - 新たな鑑定技術等の研究・開発に取り組み、その成果を各種学会等で発表した。

重点推進事項5

適正捜査の推進と捜査基盤の充実

- 取調べの適正化等の推進
 - 研修会や警察学校における専門知識を習得させるための教育訓練の場において、 取調べの適正化及び取調べの録音・録画に関する指導を実施した。
- 緻密かつ適正な捜査の推進

- ・ 捜査幹部による緻密かつ適正な捜査指揮により適正捜査を推進するとともに、事 件管理システムによる組織的な捜査管理を徹底した。
- 捜査基盤の充実に向けた取組の推進
 - ・ 捜査幹部に対する研修、経験豊富な捜査員による若手捜査員への実践的な指導、 捜査未経験者に対する実務研修等を開催した。

重点目標4 総合的な交通事故防止対策の推進

【総評】

関係機関・団体等と連携し、地域と一体となった交通安全活動を推進するとともに、 交通事故分析に基づく交通指導取締りの強化、交通情勢の変化に応じた交通規制や交通 安全施設の整備、高齢運転者等からの安全運転相談受理等の運転者支援の実施などの交 通事故防止対策を推進した。

また、死亡ひき逃げ事件が2件発生したが、いずれも早期に検挙したほか、いわき市 内における交通事故を利用した自動車保険金詐欺事件や、西白河郡西郷村地内における 危険運転致死傷事件を検挙するなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進した。

これらの取組を推進した結果、交通事故の死者数は前年から減少したものの、発生件 数、傷者数は増加したことから、今後、増加傾向にある「高齢者関与の交通事故」や「歩 行者被害の交通事故」について、抑止対策を推進する必要がある。

また、飲酒運転による交通事故の発生件数は前年より減少したが、いまだ飲酒運転が 関与する重大交通事故の発生が後を絶たないことから、取締りや広報啓発を継続して推 進することにより、飲酒運転を許さない気運の醸成を図るなど、飲酒運転の更なる減少 に向けた対策を推進する必要がある。

重点推進事項 1 | 重大交通事故防止対策の推進

- 地域と一体となった交通安全活動の推進
 - 県内408校、13,999人の小学6年生を「家庭の交通安全推進員」に委嘱したほか、 地元ラジオ局のアナウンサー22人を「交通安全サポーター」に委嘱し、交通安全に 関する情報を広く発信した。(地元ラジオ局への情報提供回数:53回)
 - 薄暮・夜間の交通事故防止対策として、関係機関・団体と連携し「ピカッと・カ チッと大作戦」、薬局等における反射材用品の配布等の活動を展開し、歩行者と運 転者に対する広報啓発活動を実施した。
 - 横断歩行者保護の模範となる「モデル横断歩道」を指定し、登下校時間帯の見守 り活動や交通指導取締り等の横断歩行者の安全を確保する取組を実施した。(指定 数:98か所(令和6年12月末現在))
 - 県内の企業と「安全で安心なまちづくりに関する協定」を締結し、同企業とのキ ャンペーン等を通じて、県民に広く交通安全に関する情報提供を実施した。
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
 - 高齢歩行者対策として、歩行者シミュレータを活用した交通安全教育を実施した。 (実施数:158回、2,715人)
 - 高齢者交通安全指導隊や交通関係団体と連携し、高齢者21,483人に対して個別訪 問による交通安全啓発チラシの配布や靴用反射シールの直接貼付等の交通安全指導 を実施した。

- ・ 高齢歩行者対策を推進したが、高齢歩行者の死者数については11人(前年比+3 人)であった。
- 高齢運転者対策として、危険予測トレーニング装置を活用した交通安全教育を実 施した。(実施数:213回、2,362人)
- 新たな高齢運転者対策として、運転能力診断システムを活用した交通安全教育(令 和6年度予算額:1,280千円、実施数:12回)を実施したほか、可搬型ドライブシ ミュレータ(10月運用開始)を活用した交通安全教育(令和6年度予算額:5台合 計5,390千円、実施数:22回、314人)を実施した。
- 自動ブレーキや後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置等を備えた安全運転サ ポート車等を活用した講習会を実施した。(実施数:16回、321人)
- 高齢運転者対策を推進したが、高齢者の運転が原因となる交通死亡事故について は21件(前年比+2件)発生した。
- 自転車等の交通事故防止対策の推進
 - 自転車の交通事故防止対策として、各年齢層に応じた交通安全教育を実施した。 (実施数:506回、64,770人)
 - 特定小型原動機付自転車の安全な乗り方等に関する交通安全教育を実施した。(実 施回数:13回、501人)
 - 自転車シミュレータやVRシミュレーションを活用した参加・体験・実践型の交通 安全教育を実施した。(実施数:203回、19,677人)
 - スケアード・ストレイト教育技法(スタントマンが交通事故等を再現し、疑似体 験させる教育技法)を用いた交通安全教育を関係機関と合同で実施した。(令和6 年度予算額:440千円、実施数:6回、3,310人)
 - 県内全ての高等学校において、自転車ヘルメット着用に関する交通安全教育を実 施した。(94校)
 - 自転車等の交通事故防止対策を推進した結果、自転車利用者の交通事故の発生件 数及び傷者数は増加したが、死者数は減少した。(発生件数:335件(前年比+12件)、 傷者数:332人(前年比+11人)、死者数:4人(前年比-1人))

また、自転車乗車時のヘルメットの着用率については18.2% (前年比+13.9ポイ ント)に上昇した。

- 特定小型原動機付自転車の交通事故の発生はなかった。
- 多角的な交通事故の分析及び分析の成果の活用
 - 県内の交通事故発生状況の分析結果に基づき、発生の多い時間帯、路線、交差点 等に重点を指向した効果的な街頭活動を推進した。
 - 交通事故情報公開システム及びPOLICEアプリふくしまにより、発生場所や時間帯 などの交通事故情報を継続的に公開した。
 - 各種対策を推進した結果、交通事故の発生件数、傷者数は増加したが、死者数は 減少した。(発生件数:3,086件(前年比+173件)、傷者数:3,738人(前年比+335 人)、死者数:51人(前年比-4人))

重点推進事項2 安全・安心で快適な道路交通環境の整備

- 持続可能な交通安全施設等の整備と維持管理の推進
 - ・ 交通事故の発生状況等から必要性を検討し信号機11基を新設するとともに17基を 廃止・移設した。
 - ・ 老朽化した交通安全施設について、信号制御機166基、信号灯器1,276灯を計画的 に更新した。
- 効果的な交通規制等の推進
 - 道路の新設・改良、交通実態の変化や住民の要望を踏まえ、新たに70か所の横断 歩道規制を実施するとともに、令和5年に郡山市大平町で発生した家族4人が犠牲 となった死亡事故を受け「安全対策が必要な交差点」41か所に一時停止規制を実施 するなど効果的な交通規制を実施した。
- 歩行者・自転車利用者の安全確保
 - ・ 最高速度30km/hの区域規制と路面を隆起させるハンプ等、物理的デバイス設置に よる新たな生活道路安全施策「ゾーン30プラス」の整備に向け、道路管理者と緊密 に連携し、4区域の整備計画を策定した。

生活道路安全対策を推進した結果、ゾーン30内における交通事故件数は18件(前 年比-4件)、死者数は0人(前年比-1件)であった。

- 歩行者・自転車・自動車が適切に分離された道路交通を実現するため、普通自転 車専用通行帯を3か所新設する等、自転車関連の交通規制を実施した。
- 歩行者の安全確保のため、観光地周辺や通学路等を中心に横断歩道標示の更新工 事を3,553か所実施した。
- 災害に備えた交通対策の推進
 - 災害に伴う大規模停電時においても安全で円滑な交通流を確保するため、停電時 の電力供給源となる信号機電源付加装置を48基(自動起動式9基、リチウム電池式 39基) 更新整備した。

令和5年度 交通安全施設維持費:647,033千円 交通安全施設整備費:1,642,975千円

重点推進事項3|悪質・危険運転の根絶

- 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
 - 飲酒運転、無免許運転等の悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締りを実施し、特 に死亡、重傷事故等の重大事故に直結するおそれのある横断歩行者妨害、速度超過 及び交差点関連違反に指向した取締りを実施した。
 - 自転車に対する積極的な取締りを実施するとともに、効果的な広報活動を実施した。
 - 取締総件数については、前年と比較して2,319件減少した。

主な交通違	反の	違反種別	飲酒運転	無免許運転	速度超過	信号無視	一時不停止	横断歩行者妨害
取締件数	女	取締件数	260件	169件	22,193件	6,065件	18,586件	2,957件
(令和6年	Ξ)	前年比	-83件	- 8 件	-899件	-467件	-401件	-420件

- 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進
 - 死亡、重傷事故のうち、ひき逃げ事件や危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事 件、事故原因の究明が困難な事件等に交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官が

臨場し、現場における捜査指揮を行った。

- ・ 死亡事故や重傷ひき逃げ事件等の重大事故発生時には、24時間体制で勤務してい る交通機動捜査・鑑識係が積極的に現場臨場し、実況見分や鑑識活動において、物 理的、工学的知見に基づく助言・指導を行うなど、適正捜査及び科学的証拠保全対 策を実施した。
- ・ 被害者連絡調整官等を中心に、支援団体等の活用も含めた組織的な交通事故被害 者等の支援を実施するとともに、交通事故被害者等の要望や心情に配意した適切な 対応がなされるよう交通捜査員等に対する指導・研修を実施した。
- 交通街頭活動中の受傷事故防止の徹底
 - ・ 幹部自らが交通街頭活動現場に臨場し、受傷事故防止対策が実践されているか現 場点検を実施したほか、停止合図灯、セーフティーコーン、矢印板等の装備資機材 を有効活用させることにより、受傷事故防止対策の徹底を図った。
 - 夜間における夜光チョッキの視認性に関する指導や緊急走行、追跡追尾走行訓練 の実施など、見るだけでなく参加して判断力を養成することにより、受傷事故防止 の意識を向上させる訓練を実施した。
 - 効果が期待できる各種訓練を実施したが、冬期に交通事故現場における実況見分 中の警察官の受傷事故(軽傷)が1件発生していることから、今後も継続して受傷 事故防止対策を徹底していく。

重点推進事項4 運転者施策の推進

【取組結果】

- 高齢運転者支援の更なる充実
 - ・ 安全運転相談ダイヤル「#8080 (シャープハレバレ)」を活用し、運転に不安を 持つ方やその家族等からの相談に丁寧な対応を実施した。

(相談等対応状況)

- ・ 安全運転相談の受理件数 2,896件(前年比-82件)
- 65歳以上の高齢者の自主返納 6,369件(前年比+421件)
- 運転者教育の推進
 - 更新時講習、初心運転者講習、停止処分者講習、高齢者講習等の運転者に対する 講習において、交通事故分析結果等を取り入れるなど、運転者の安全運転意識の高 揚及び安全運転に関する知識の習得や運転技能等の向上に資する運転者教育を実施 した。

(講習等の受講者数)

· 更新時講習 208,650人(前年比+4,950人)

• 取消処分者講習 292人(前年比一 39人)

停止処分者講習 1,307人(前年比一 186人)

71人(前年比- 105人) • 初心運転者講習

513人(前年比+ 5人) • 違反者講習

75,113人(前年比+9,973人) 高齢者講習

認知機能検査
51,181人(前年比+1,612人)

運転技能検査
2,230人(前年比一 8人)

○ 悪質・危険な運転者の排除

・ 違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対する仮(準仮)停止制度を積極的に運用し、悪質・危険な運転者を早期に排除するとともに、一定の病気等の疑いがある運転者に対する臨時適性検査を積極的に実施した。

(制度等運用状況)

取消、拒否
停止、保留
仮停止
542件(前年比-36件)
1,654件(前年比-181件)
15件(前年比-3件)

・ 準仮停止 1件(前年比- 5件)・ 一定の病気等の疑いがある運転者に対する臨時適性検査

6件(前年比十 1件)

○ 運転免許業務のデジタル化の推進

- ・ これまで各都道府県において整備、運用してきた運転者管理システムを、警察庁が整備する警察共通基盤に移行するために業務を進めてきたところ、令和6年11月に移行を完了させた。
- ・ 警察共通基盤と接続した自動受付機を各運転免許センター及び各警察署に整備 し、運転免許更新事務を合理化した。

(自動受付機整備台数)

福島免許センター 5台

郡山免許センター8台

・ 各警察署(分庁舎含む) 34台

重点目標5 緊急事態や県民生活を害する脅威への迅速・的確な対処

【総評】

大規模災害対策として、災害現場を想定した訓練を計画的に実施したほか、有事即応体制を確立し、気象警報の発表や地震の発生時には、迅速に災害警備対策室を設置するなどして各種情報収集を行い、適切に災害対策を推進した。

復興治安対策として、特定帰還居住区域の設定に伴う人流・交通流の変化等被災地域の情勢の変化に即した活動を推進し、被災地域の安全と安心の確保に努めた。

また、テロを未然に防止するため、国際テロ情勢を踏まえた情報収集や重要施設の管理者等と連携し官民一体となった取組を推進するとともに、重要施設の警戒警備を徹底した。

さらに、情勢に応じた的確な警衛警護を実施するため、実戦的な研修訓練を反復して行い、現場における対処能力を向上させるとともに、主催者等と連携しながら、御対象及び警護対象者の安全確保に資する各種対策を的確に推進した。

加えて、技術情報等の経済安全保障に係る幅広い情報収集・分析を強化するとともに、 企業等における危機意識の醸成と自主的な対策の強化を促すため、必要な情報提供を行 うアウトリーチ活動をはじめとした諸対策を推進した。

大規模な災害、テロ等の緊急事態への対応や警衛警護を的確に実施するため、引き続き、関係機関と緊密に連携し官民一体となった取組を推進し、様々な場面を想定した実戦的訓練の継続的かつ計画的な実施等により対処能力を更に向上させていくとともに、技術情報等の流出を未然に防止するため、これら事案の実態解明や、アウトリーチ活動等を通じた企業等へのより実効性のある情報提供、違法行為に対する取締りといった取組を推進する必要がある。

重点推進事項 1

大規模災害対策等の推進

- 災害対策の効果的な推進
 - ・ 気象警報の発表や地震の発生時には、迅速に災害警備対策室を設置し、現場からの情報収集、機器を活用した画像情報収集により、適切に災害対策を推進した。(災害警備対策室設置:31回)
 - ・ 災害対処能力向上のため、警察署員を対象とした水難救助訓練や災害警備部隊を 対象とした救出救助訓練を実施したほか、警察庁指定広域技能指導官を招へいし、 大規模災害を想定した実戦的な訓練を実施した。(訓練回数:14回)
 - ・ 関係機関との連絡体制を構築するとともに、災害に関する知識の習得、相互の連 携及び技術向上のため、他機関が主催する災害対策関係会議、各種訓練に参加した。 (他機関主催訓練参加数:5回)
 - ・ ラジオやSNS等を活用し、災害に対する備え等の情報を発信したほか、県警ホームページを活用し、外国人に配慮した防災関連情報の提供等を実施した。

- ・ 激甚化・頻発化する気象災害に備え、ライフジャケットを追加購入するなど救出 救助用装備資機材を整備・拡充した。
- 機動隊や警備隊、各警察署において装備資機材の操作習熟訓練を計画的に実施した。
- 感染症対策の推進
 - ・ 各所属における緊急時業務継続計画の点検を実施し、国際的にも脅威となる感染 症や新型インフルエンザ等の発生に備えた。
 - ・ 県が主催する鳥インフルエンザや豚熱等の感染症拡大防止に向けた会議に出席 し、県等自治体による防疫措置に対する支援や防疫措置要領等連携のあり方につい て相互に確認した。
- 復興・創生に関する治安対策等の推進
 - ・ 被災地域の治安事象に県警察が一丸となって対応するため「復興治安総合対策本部会議」を開催し、県本部各部の情報共有及び意思統一をするとともに、情勢の変化に即した方針を協議し、被災地域における治安対策を推進した。(開催数:3回)
 - ・ 帰還困難区域内では、特定帰還居住区域の設定に伴う人流・交通流の変化等被災地域の情勢の変化に対応しながら双葉警察署員及び災害対策課特別警ら隊員による パトロールを継続して実施した。
 - ・ 年間を通じて、管轄警察署及び災害対策課特別警ら隊が帰還困難区域内の避難家 屋等を個別に訪問し警戒するウルトラパトロールを実施した。(実施数:約3万回)
 - ・ 沿岸部の各警察署及び災害対策課では、復旧・復興工事等による地形の変化や気 象条件の影響を考慮した上で、日常的な行方不明者捜索を実施した。 (実施数:1,825 回)

重点推進事項2

テロ対策の推進

- 国際テロ対策の推進
 - ・ 国際テロリストやその支援者等に関して、一般公開されているインターネット等を活用しながら幅広く情報収集を行い、情勢に沿った分析を行ったほか、国際テロ対策に資する実態把握に関して、他部門等と情報を共有するなど連携を強化し、不審情報の早期入手に向けた体制を構築した。また、国際テロの未然防止に向け、県警ホームページやラジオ等を通じて、不審情報に対する県民の危機意識を高めるとともに、特異な事案を見聞きした際の情報提供を呼び掛けた。
 - ・ 不審入国者や不審輸出入貨物等の発見のため、法務省出入国在留管理庁との合同 摘発を実施したほか、警察署による立入りや税関・海上保安庁との合同臨検を実施 した。
 - ・ 技能実習生や外国人留学生を受け入れている企業及び学校等を訪問し、日本で安全に生活するための助けとなる防犯・交通教室を開催したほか、日常生活での困り事相談等に対応した。(実施数:114回)
- 官民一体となったテロ対策の推進
 - ・ テロの未然防止のために組織した「テロ対策パートナーシップ福島」等の構成員 に対する情報共有を行った。
 - ・ 核燃料物質、核原料物質、放射性物質、特定病原体、特定物質等を取り扱う事業

者等の管理者対策として立入検査等を実施した。

- 大阪・関西万博開催に向け、管理者対策等をはじめとするテロ対策を強化した。
- ・ 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等を個別訪問し、販売記録の適切な作成・保管、本人確認・使用目的確認の徹底、不審者来訪時の警察への早期通報等を依頼したほか、インターネット販売事業者に対しては、不審購入者発見時の早期通報を依頼するなど爆発物製造等の未然防止対策を強化した。また、教育委員会や学校等の管理者に対し、化学物質の保管・管理の徹底、不審者発見時における警察への通報等を依頼した。(実施数:約2,100件)
- ・ 旅館業者、住宅宿泊事業者(いわゆる民泊)、レンタカー業者、インターネットカフェ等に対する管理者対策を行い、利用者の身分確認の徹底及び不審者来訪時の警察への早期通報を依頼した。
- ・ 空港管理者をはじめとした関係機関との情報共有を行うとともに、関係機関合同 によるハイジャック訓練等を実施した。
- テロの温床となる不法滞在等関連事犯の取締り
 - ・ 警察署単位で組織している「外国人雇用者等連絡協議会・ネットワーク」加盟企業と不法滞在等関連事犯に関する情報を共有するとともに情報提供を呼び掛け、不審情報の収集に努めた。(総会等実施数:12回)
 - ・ 法務省出入国在留管理庁との合同摘発、各警察署における部門間連携による立入 りのほか、税関・海上保安庁との合同臨検を実施した。
 - ・ 県本部組織犯罪対策課等と連携し、外国人稼働店舗等に対する立入りを実施した ほか、各種警察活動により出入国管理及び難民認定法違反(不法残留等)で26件19 人(前年比+10件、+8人)を検挙した。
- 極左暴力集団、右翼等によるテロの未然防止 極左暴力集団、右翼等の実態解明及びテロの未然防止に向けた情報収集を推進する とともに、極左暴力集団の非公然アジト摘発に向けた対策を実施した。
- いわゆるローン・オフェンダー等対策の強化 特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人(ローン・オフェンダー) による重大事案等を防止するため、他部門との情報共有体制を構築するとともに、現 実空間とインターネット空間との両面における情報収集及び分析活動を実施した。
- 重要施設等に対する警戒警備の徹底 重要施設等の現状を的確に把握し、施設管理者等と連携して警戒警備を実施した。
- 原子力発電所に対する警戒警備の強化
 - 事業者と連携し、原子力発電所の警戒警備を徹底した。
 - ・ 警察庁及び原子力規制庁による核物質防護検査等に伴い、治安当局の立場から自 主警戒に関する指導を行った。
 - ・ 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に伴い、同発電所の安全を 確保するために必要な警備を実施した。

重点推進事項3 情勢に応じた的確な警衛・警護、警備実施

【取組結果】

○ 警備実施の基本の徹底

- ・ 警備実施が必要となる事案を認知した段階から、関係部門が情報共有を行いなが ら対応を検討するなど、連携して対応に当たった。
- ・ 部隊の対処能力向上のため、機動隊、管区機動隊及び第二機動隊(警察署員により編成)による合同警備研修・訓練を実施した。(研修・訓練回数:4回)
- 情勢に応じた的確な警衛・警護警備の実施
 - ・ 皇室と県民との親和に十分に配意した上で、御対象の御身辺の安全を確保し、歓 送迎者の雑踏等による事故を防止した。
 - ・ 警護要則の抜本的見直しに伴う警護措置を徹底し、警護対象者及び聴衆の安全を 確保した。
 - ・ 主催者及び警護実施場所の管理者に対し、実効的な安全措置を講ずるよう働き掛けを実施した。
 - ・ 警護における現場対処能力向上のため、警察庁において定められた体系的な警護 研修訓練を実施した。
- 情勢に応じた的確な治安警備の実施 3·11反原発デモをはじめとした警備実施に際して、現場環境に応じて各部隊が緊密 に連携し、的確な規制等を行った。
- 各種警備実施を見据えた航空機運用の確立と体制の強化
 - ・ 令和6年1月の石川県能登半島地震に伴う出動、同年7月の山形県豪雨災害に伴 う出動、内閣総理大臣来県に伴う出動等各種警備実施に伴う情報収集及び警戒活動 を実施した。
 - ・ 大規模災害等に対する即応体制の充実・強化のため、近接県等と連携した広域飛 行訓練を実施するとともに、福島県消防防災航空隊との合同救助訓練を実施した。
 - 新たな操縦士候補を養成し、航空機運用のための体制を強化した。
 - ・ 令和6年度内に配備予定の更新機導入に向けて、同機の運航に必要となる航空従事者の操縦・整備資格を取得させ、運航体制を整備した。

重点推進事項4 経済安全保障対策の推進

- 技術情報等の流出事案に係る実態解明及び違法行為の取締り
 - ・ 県内に所在する企業や研究機関への訪問活動により、企業等が保有する技術情報 等に関する実態把握を行った。(企業訪問実施数:394回)
 - ・ 外国による技術情報等の窃取を目的とした企業等への働き掛けや、経済安全保障 政策に不当に影響を及ぼし得る外国の工作活動等に関する幅広い情報の収集・分析 を行った。
- アウトリーチ活動(※)による技術情報等の流出防止対策の支援
 - ・ 情報技術等を扱う企業等の実態に即した効果的なアウトリーチ活動を推進した。 (アウトリーチ活動実施数:200回)
 - ・ 企業等における危機意識の醸成と自主的な対策の強化を促すため、官民連携によるネットワーク「ふくしま技術情報等不正流出防止ネットワーク」を活用した情報 発信活動や県警ホームページ・ラジオ等を通じた広報活動を実施した。
 - ・ 令和6年7月、福島県商工労働部との連携により、県内の先端技術を保有する企

業等約30団体を対象とした経済安全保障セミナーを開催し、技術情報等の流出防止 に資する対策を実施した。

- ・ 福島県の担当部署と緊密に連携し、県主催による企業展示会(ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2024等)の会場において、参加企業等に対するアウトリーチ活動を実施した。
 - ※ アウトリーチ活動〜捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの 手口やそれに対する有効な対策について、技術情報等を扱う企業や研究機関に情報提供する活動

重点目標6 サイバー空間の脅威への的確な対処

【総評】

不正アクセス禁止法違反や電子計算機使用詐欺罪等のサイバー犯罪を検挙し、犯行手口や犯行目的等の実態解明を推進するとともに、関係機関やサイバー犯罪対策アドバイザー、サイバー防犯ボランティアと協働して県民に対する広報啓発活動を行い、サイバー犯罪の被害防止対策を推進した。

また、重要インフラ事業者や先端技術を有する事業者等に対して、サイバー空間における脅威情報等の共有、サイバーセキュリティに関する講演を実施し、官民連携を強化したほか、サイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練を実施するなど、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止に努めた。

このほか、サイバー犯罪捜査に必要な知識及び技能向上のため捜査員を各種研修に派遣したほか、東北管区警察局福島県情報通信部と連携し、高度な解析方法等に関する実践的な研修を実施するなど、サイバー空間の脅威に対処できる人材の育成に努めた。

サイバー空間が県民の生活・社会経済活動に必要不可欠な公共空間となっている中、事業者等を標的としたサイバー攻撃や不正アクセス行為等、極めて深刻な情勢が続いていることから、引き続き、サイバー犯罪の捜査、実態解明及び対策を一元的に実施すべく対処態勢の強化に努めるとともに、官民が連携し、より実効性のある取組を一層推進する必要がある。

また、サイバー犯罪の被害実態や手口についてSNS等による情報発信をするほか、各種会合や講習等あらゆる機会を活用し、被害の未然防止又は拡大防止の取組を推進する。

重点推進事項1

サイバー犯罪の取締りと被害防止対策の推進

- サイバー犯罪の取締り・実態解明の推進
 - ・ 不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺罪、児童買春・児童ポルノ法違反、 県青少年健全育成条例違反等により145件78人(前年比-26件、-30人)を検挙す るとともに、手口や目的等、犯行実態の解明に努めた。
- 適正捜査の推進
 - ・ サイバー犯罪は匿名性が高く、被疑者特定が困難であることから、サイバー犯罪 捜査技能指導官による研修等を行ったほか、証拠物件の綿密な解析や裏付け捜査を 徹底するなど適正捜査に努めた。
- 違法・有害情報対策の推進
 - ・ 県民等からの通報、捜査員が行うサイバーパトロール等により、違法・有害情報 の発見、削除に努めた。(違法・有害情報削除依頼件数:6件)
 - ・ 県民等からの通報やサイバーパトロール等により認知した海外サーバの悪質サイト (クレジットカード情報や各種認証情報を窃取するフィッシングサイト等) について、閲覧防止の措置を執るため、警察庁を通じてプロバイダ等へ情報提供を実施

した。(情報提供数:150件)

- 広報啓発活動の推進
 - ・ 県内のコンピュータ・ネットワーク関連企業等を中心に組織する「県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」等に対して情報提供や注意喚起を行ったほか、POLICE メールふくしまや県警ホームページ、X (エックス)等により、県民に対する情報発信を行った。(POLICEメール:15件、X (エックス):22件)
- 通報・相談への適切な対応
 - ・ オンラインによる研修や執務資料を発出し、サイバー事案関連相談を受理する際 に必要となる知識や対応方法等を職員に周知した。
 - ・ サイバー事案関連の警察安全相談や、警察庁ウェブサイトにおける全国統一のオンライン受付窓口に寄せられたサイバー事案に関する相談に対して、被害防止等に関する助言や指導を行った。(サイバー関連相談受理件数:3,621件、うち警察庁ウェブサイト窓口受理件数:170件)
- 官民連携による被害防止対策の推進
 - 警察と連携してサイバー空間の浄化活動を推進するサイバー防犯ボランティアとして、社会人、大学・高等学校等の学生に委嘱した。(委嘱者数:64人)
 - ・ サイバー防犯ボランティア育成のための研修会を開催したほか、サイバー犯罪の被害状況についての解説や県内の活動事例を紹介する資料を定期発行するなど、ボランティア活動を支援した。(資料発行数:2回)
 - サイバーセキュリティ分野における協力について覚書を締結する会津大学とサイバーセキュリティに関する情報交換等を行った。
 - ・ サイバーセキュリティパートナーシップ連携協定(それぞれの資源を有効活用した協働による活動)を締結する事業者と連携し、サイバーリスク対策セミナーを行った。
 - ・ 「県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」の総会等の機会において研修会を 開催し、サイバー犯罪対策アドバイザー及び県警察職員による講演や、協議会員に よるサイバーセキュリティの取組状況についての発表を行ったほか、同協議会員に 対し、国内外のサイバー空間における脅威情報等に関する資料を発行した。(資料 発行数:21回)
 - ・ 福島県医師会と「サイバー事案対処に関する連携協定」を締結し、同医師会が主 催した医療従事者対象の研修会において、講演を行った。

重点推進事項2

サイバー攻撃の実態解明と被害の未然防止等の推進

- 捜査活動と実態解明の推進
 - ・ 生活安全部門、警備部門及び情報通信部門が連携し、初動体制を確立するととも に、捜査を推進する上で必要となる情報を共有した。
 - ・ サイバー攻撃事案を把握した場合において、攻撃者・犯行手口等の実態解明を推進し、解明された情報を基に被害の未然防止・拡大防止対策を実施した。
 - ・ 情報収集用端末等を活用し、サイバー攻撃集団等に関する情報収集、分析を継続 的に実施した。

○ 官民連携の推進

- ・ 重要インフラ事業者や先端技術を有する事業者等を個別訪問し、サイバー攻撃からの被害を防止するための情報提供や指導を行ったほか、サイバー攻撃の発生を想定し、警察への通報体制や犯罪等痕跡の収集方法等を確認するなどの共同対処訓練を実施した。(訓練実施数:9回)
- ・ 重要インフラ事業者等に対し、民間企業の有識者を招へいするなどサイバーセキュリティに関する講演を実施した。(講演実施数:12件、参加事業者数:104事業者)
- ・ 先端技術を有する事業者等に対し、事業実態に応じた対策等について指導すると ともに、同事業者等からのサイバー攻撃に関する情報提供に基づき、被害の未然防 止のための指導・助言等の諸対策を実施した。(対策実施数:5件)

重点推進事項3

サイバー空間における脅威に対処できる人材育成の推進

- 組織的な対処能力の向上
 - ・ 専門的な知識・技能を有する捜査員を育成するため、警察大学校や情報セキュリティ専門の企業等における高度な研修に職員を派遣した。(延べ派遣者数:39人)
 - ・ 各部門の中核となる捜査官を養成するため、「高度サイバー捜査官養成研修制度」 による実践的な研修を継続的に行った。
 - ・ サイバーセキュリティに関する最新の情報や捜査技術の習得のため、各種会議等 の機会において、サイバー犯罪捜査技能指導官及びサイバー犯罪対策アドバイザー による研修を行った。
 - ・ 東北管区警察局福島県情報通信部との連携を強化し、解析用機器を用いた各種端 末の解析方法等の研修を行った。
 - ・ 全職員を対象としてサイバー事案対処能力検定を行った。(検定取得率:96.1%)
 - ・ 警察官を対象として、サイバー犯罪事件捜査を想定した実践的な問題に取り組む サイバー事案対処能力競技大会を開催した。
 - ・ 執務資料を発出するとともに e ラーニングによる自主学習を推進した。
 - ・ 情報処理に関する専門的知識・技能を活かし、サイバー犯罪の捜査業務を行う警察官及び情報分析等を行う職員を採用するため、サイバー犯罪捜査官及びサイバー 犯罪情報処理員の採用選考試験を行ったが、採用には至らなかった。

重点目標7 県民のための強く、やさしく、開かれた組織づくり

【総評】

優秀な人材を確保するため、あらゆる機会を通じて職員の募集活動を展開するとともに、実際の現場で発生する可能性が高い事案を想定した実戦的な訓練や研修を計画的に実施するなど、幹部職員の指揮能力向上と若手警察官の戦力化に努めた。また、被災地域の情勢に応じた組織運営のほか、セキュリティ対策を講じつつ警察業務のデジタル化を進めるとともに男性職員の育児参加をはじめとした働き方改革のための取組を推進し、職場環境の整備に努めた。

さらに、ふくしま被害者支援センターをはじめとした民間団体と連携し、犯罪被害者 等に寄り添った支援活動を実施したほか、相談については、担当者向けの研修会を実施 するとともに、内容に応じて必要な措置を講じるなど適切に対応した。

このほか、事件事故や犯罪情勢等、県民の安全・安心の確保に効果的な情報を積極的に発信するとともに、各種広報媒体を活用し、適時の広報を行った。

これら取組を推進したものの、職員の募集については、申込者、受験者共に前年度に 比べて減少したほか、ワークライフバランスへの取組についても所属により差違が生じ ている。よって、優秀な人材の確保に向け、今後は体験型説明会の複数回開催等により 警察業務の魅力を発信していくとともに、引き続き、業務の合理化やデジタル化等、職 員がその能力を最大限に発揮できる職場づくりを推進するなど、ワークライフバランス への取組を浸透させていく必要がある。

重点推進事項1

警察活動の基盤強化

- 優秀な人材の採用に向けた募集活動等の積極的推進
 - ・ 本部警務課において、警察官採用候補者試験受験者募集目標を所属ごとに示し、 募集活動の進捗管理を行ったほか、募集活動実績優良職員等に対し表彰を行った
 - ・ 各所属において採用募集体制を構築し、窓口業務、巡回連絡等の警察活動を通じた広報のほか、職員個々の人脈を活用した募集活動を推進したものの、試験全体で申込者514人(前年比-122人)、受験者386人(前年比-129人)と前年度に比べて減少した。
 - ・ 警察業務に対する興味と理解を深める機会として、県本部及び3方部(郡山、会津、いわき)において体験型業務説明会を開催し、サイバー犯罪捜査、鑑識活動等の職業体験を行った。(参加数:129人)
 - ・ 県警ホームページ、POLICEメールふくしま、X、YouTube等の広報媒体を活用した情報発信による募集活動のほか、対面型、オンライン型の募集説明会等を開催した。 (POLICEメールふくしま・X発信数:102回、YouTube掲載動画数:3本、対面型説明会実施数:38回、オンライン型説明会実施数:10回)
- 採用時教養の充実

新規採用の警察官に対して基礎的知識及び技能を修得させるため、捜査書類の作成や職務質問要領等の実務に直結した実戦研修のほか、逮捕術、柔道、剣道等の術科訓練や装備品を効果的に活用した総合対処法訓練等を実施した。

- 幹部の指揮能力の向上と若手警察官の戦力化の推進
 - ・ 多様化、複雑化する警察事象に対応するため、現場執行力の強化に向けた実戦的 総合訓練(一連の警察活動をロールプレイング方式により実施する訓練)を実施した。 (実施回数:35回)
 - ・ 実務経験が豊富であり、かつ、警察実務に関する卓越した専門的な知識・技能を 有する技能指導官による専門的知識・技能の伝承のための研修をオンライン形式で 実施した。(実施回数:8回20講座)
 - ・ 各階級において必要な知識等を習得させるため、各級幹部への昇任が予定される 職員を対象とした研修を実施した。(実施回数:6回)
 - ・ 警察職員に求められる誇りと使命感を高めるため、職務倫理及び警察改革の精神 の徹底等に関する研修を定期的に実施した。(実施回数:7回)
- 実戦に即した恒常的な術科訓練等による執行力の強化
 - ・ 警察官の現場執行力の向上のため、勤務環境や職種に応じて実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した訓練を実施した。(警察署に対する術科巡回指導: 45回、交番・駐在所に対する受傷事故防止のための巡回指導: 38回、本部員対象の術科訓練: 45回、女性警察官対象の術科研修: 1回)
 - ・ 各所属の担当者に対して、過去の事例を踏まえた逮捕術、柔道、剣道等の術科訓練、装備品を活用した現場における対処法に関する研修を実施した。
 - ・ 警察官に必要な車両運転の知識と技能を向上させるため、自動車安全運転センター 安全運転中央研修所等において運転訓練を実施した。(実施回数:5回)
- 社会の変容に対応する警察運営のための合理化・効率化の推進
 - ・ 職員からの業務改善提案を随時受け付け、効果的な提案については積極的に採用 するなど、効率的な業務運営を推進した。(受付数:15件、採用:3件)
 - ・ 福島県警察デジタル化推進基本方針に基づく取組の進捗管理等を行うため、デジタル化推進分科会を開催した。(開催回数:2回)
 - ・ 作業の自動化を行うツールであるRPAとAI-OCRについて、作業量の削減効果等の 検証と前年検証した業務の本運用を行った。(検証数:5業務、本運用開始数:7 業務(効果として年間約929時間の削減))
 - ・ デジタル化を加速する役割を担う人材を「デジタル技術普及活動推進員」として 59人指名し、RPAとAI-OCRに係る研修や職員自身で業務に適用する取組を通じて技 能習熟と人材育成を行った。
 - 業務効率化のため、AI音声認識による文字起こしソフトウェアを運用した。
 - ・ 勤務制度や旅費制度等に基づく内部管理業務について、紙による作業が大部分で 非効率な状況等を抜本的に改善するためシステム化に着手し、仕様の確定作業を進 めた。
 - ・ 警察庁が運営し、全国警察の情報管理システムを集約する警察共通基盤システム へ各業務主管課と連携して運転者管理業務など19業務を円滑に移行した。
 - ・ 在宅勤務やネットワーク環境がない場所で勤務する際に効果的に活用できるモバイルネットワーク接続機器(15式)の活用を促進した。(延べ活用日数:1,272日)

- ・ 情報セキュリティ対策として、職員のセキュリティ意識向上及びIT技術向上を目 的に、各種研修会、各署各隊への業務指導、教養資料の発出等を実施した。
- ・ 各種会議、研修等の開催に当たり、電子会議システムの積極的な活用を促進した。 (実施数:338回、述べ利用者数:5,267人)
- ・ 県警察のサーバ等に対するサイバー攻撃対策として、ログ分析、電子メール対策、 脆弱性対策等を実施した。
- ・ 予算編成においては、国や県の動向、社会の情勢等を踏まえ、費用対効果を重視 した緻密な事業検討を行い、デジタル化推進や治安・交通事故対策等、真に必要な 事業経費の確保に努めた。

○ 職務執行を支える取組の推進

- ・ いわき中央警察署平窪駐在所の移転新築のほか、警察署、交番等治安維持及び災害対策の拠点となる警察施設の改修等を計画的に実施した。
- ・ 燃料電池パトカーを新規導入するとともに捜査用車等のリース車両を8台増強したほか、受傷事故防止用資機材の更新整備等を計画的に実施した。
- ・ 全所属に対して会計監査を実施し、会計事務の検証及び指導を行ったほか、適正 な会計事務を推進するために、全職員向けの執務資料を発出した。
- ・ 幹部職員等を対象としたオンライン会議や、各所属に対する事務指導を通して、 計画的かつ効果的な予算の執行に努めた。
- ・ 全所属に対して物品検査を実施し、各種簿冊の整理・保管状況を検証するととも に、現物を確認し、物品の有効活用、不用物品の適正な廃棄等について指導した。
- 復興治安を支えるための組織整備の推進
 - ・ 避難指示が解除された地域の安全安心を確保するため、令和6年7月、津島駐在 所に警察官を居住させて通常運用を再開した。
 - ・ 令和6年度は、17道府県警察及び皇宮警察から特別出向した38人の警察官を災害 対策課特別警ら隊に配置し、被災地域の避難家屋等を個別に訪問するウルトラパト ロール等の活動を行った。

○ ワークライフバランス等の推進

- ・ 県警察の特定事業主行動計画である「福島県警察ワークライフバランス等推進の ための行動計画」に基づき、職員のワークライフバランス及び女性職員の活躍推進 のための取組を推進した。
- ・ こどもが生まれた男性職員を対象とした休暇休業(いわゆる「男の産休」「男の育休」)について、面談により具体的な取得計画を立てるなどの取組を組織的に推進したが、行動計画で定めた数値目標の達成には一部至らなかった。(令和5年度「男の産休」平均取得日数:7.9日、目標:8日、「男の育休」取得率:132.1%、目標:50%以上)
- ・ 育児休業中の職員が抱える不安を解消し、スムーズな職場復帰を支援するための 研修について、希望者への資料配布による書面開催で実施した。(配布数:34人)
- ・ 子育てや介護等の事情を抱える職員向けの支援制度に関する資料を庁内システム へ掲載したほか、全職員向けの執務資料を発出し制度の周知と理解促進に努めた。
- ・ 年次有給休暇の取得について、連続的な取得や1か月に1日以上を取得する月一年休の奨励等に取り組み、行動計画で定めた数値目標を達成したものの、所属により取得平均日数に最大7.8日の差違が生じた。(平均取得日数:16.0日、目標値:14.0日)

- 勤務制度の柔軟な活用や働き方への意識改革により、超過勤務の縮減を推進した。
- ・ 幹部職員は、年次有給休暇の取得や男性職員の育児参画をはじめとしたワークライフバランス等に資する取組についての目標を掲げることとし、人事評価を実施した。
- 総合的な健康管理対策の推進
 - ・ 疾病等の早期発見・早期治療のため、病気療養による休業者等を除く全職員に健康診断を確実に受診させるとともに、精密検査を要する職員については2次検診の受診を徹底させた。
 - ・ 肥満をはじめとした生活習慣の改善に向けた意識改革を促進するため、保健師が各 警察署等を巡回し、保健指導を実施した。
 - ・ 受動喫煙防止のため、「勤務時間内禁煙」、「公用車内禁煙」及び「特定屋外喫煙場所以外の場所における禁煙」を徹底させるとともに、喫煙者に対する禁煙支援を 実施した。
 - ・ 心の健康づくり等の健康管理対策を推進するため、病気療養による休業者等を除く 全職員にストレスチェックを実施し、各所属の職場環境の把握と改善を行ったほか、 希望する高ストレス者に医師による面接指導を実施した。
 - ・ 過重勤務に伴う健康障害防止のため、一定の長時間勤務を行った職員に対し、医 師による面接指導を実施した。
 - ・ 健康で働き続けるための取組として、育児メンタル支援セミナー、女性職員健康 セミナー、男性職員健康セミナー等の年代、性別等に応じた健康課題に対する研修 を開催した。
- 高い規律と士気を有する職場環境の確立
 - ・ 各所属の業務運営、職員の服務規律の実態等に関する総合監察及び随時監察を実施し、非違事案の原因となり得る問題点を早期に改善した。
 - ・ 非違事案の原因・背景等に係る分析結果を踏まえ、職務倫理意識の向上やハラスメント防止等に関する研修を実施したほか、幹部職員による一歩踏み込んだ身上把握・指導、事例に基づく執務資料の発出等、全職員が身につまされる指導を繰り返し実施して、非違事案の絶無に取り組んだ。
 - ・ 実績・功労について、適切な表彰を実施し、職員の士気高揚に取り組んだ。(表 彰総計925件(個人784件、部署141件))

重点推進事項2

犯罪被害者等の心情に寄り添う活動の推進

- 被害者等の心情を理解したきめ細かな被害者支援の推進
 - ・ 迅速な被害者支援体制確立のため、各警察署及び高速隊に被害者支援要員(426人)、県警本部に指定被害者支援要員(41人)を指定するとともに、警察庁犯罪被害者等施策推進課警視による死傷者多数事案発生時支援についての講演等を含めた各種研修を実施した。
 - ・ 犯罪被害者等早期援助団体である「ふくしま被害者支援センター」、性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」をはじめとした関係機関等と連携して支援を行った。
 - ・ 被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、診断書や一部医療費の公費負担、部

内カウンセラーによるカウンセリング等を実施した。

- 社会全体で被害者等を支援する気運の醸成
 - ・ 地域社会全体で被害者等を支える気運を醸成するため、ふくしま被害者支援センター等の関係機関・団体と連携し、「被害者に優しいふくしまの風運動」として、 講演等の事業を行った。
 - ・ 被害者に優しい人づくり事業として、犯罪・交通事故の被害者遺族等による講演 を行う「命の大切さを学ぶ授業」を実施した。(実施数:中学校14校、2,327人、高 等学校6校、2,030人)
 - ・ 被害者に優しい地域づくり事業として、被害者遺族等の手記の朗読や被害者支援 施策の紹介をする出前型ミニ講座を実施した。(実施数:197回、5,712人)
 - ・ ふくしま被害者支援センター、県、県警察の共催による「支援の輪を広げるつどい」を開催し、被害者遺族の部下であった新聞記者による講演やパネル展を実施した。(来場数:約650人)
- 相談への適切な対応
 - ・ 相談内容に応じて関係所属、関係機関等と連携して必要な措置を講じるなど、迅速かつ適切に対応した。(相談受理件数:59,616件)
 - ・ 職員の対応能力向上のため、相談担当者を対象とした研修を実施するとともに、 全職員向けの執務資料を発出した。

重点推進事項3

透明性のある警察行政の確保

- 県民の安全・安心に資する効果的な広報の推進
 - ・ 県民の犯罪被害防止、交通事故防止等に向け、重大事件・事故や予兆事案を速や かに広報した。(広報件数:4,525件)
 - ・ 犯罪被害防止に必要な情報や各種警察活動等を新聞、テレビ、ラジオ、広報紙のほか、県警ホームページやYouTubeを活用し、積極的に発信した。(YouTube掲載動画数:200本)
 - ・ 各種行事等へ県警音楽隊を積極的に派遣し、犯罪被害防止や交通事故防止の広報 を行った。(派遣数:58件)
 - ・ 警察本部庁舎の見学を希望する団体等に対して、業務内容の説明や主要施設の見 学を実施した。(対応数:58団体、1,097人)
- 情報公開・個人情報保護制度への適切な対応
 - ・ 情報公開・個人情報保護制度の理解促進、開示請求への適切な対応のため、全職 員に対し執務資料を発出した。
 - ・ 公文書の適正管理のため、全所属に対し業務指導を実施した。
 - ・ 県警察の施策に関する訓令、通達等の規程について、警察行政の透明性を確保するため県警ホームページに掲載し、公表した。(掲載数:602件)
 - ・ 福島県警察情報センター閲覧コーナーに行政資料を備え、積極的に情報提供を行った。(設置数:559件)
- 適正な警察業務の確保
 - ・ 職員の職務執行に対する苦情には、公平・中立的な立場で誠実に対応するととも

- に、不適切な対応等が認められた場合は、個別の指導を行い再発防止と苦情を踏ま えた業務改善に努めた。(苦情件数:24件(公安委員会宛7件、県警察宛17件))
- ・ 留置施設における業務上の問題点等を把握するための実地監査を実施するとともに、適正な留置管理業務を推進するため、全留置施設を訪問する指導巡視を実施し、留置事故・不適正事案を防止するための指導・助言を実施した。(実地監査数:9 施設、指導巡視数:65回)
- ・ 留置事故・不適正事案を防止するため、事例に基づく執務資料を発出し、各種対策について全警察官へ浸透させるとともに、検察庁等関係機関に対し、被留置者を早期に拘置所等刑事施設へ移送するよう要請した。
- ・ 留置管理業務に従事する警察官の能力向上及び留置管理体制の強化のため、留置 担当官等を対象とした研修や技能指導官の派遣による出前型の研修を実施したほか、県本部担当課員が各警察署に赴き護送等における各種支援を行った。
- ・ 取調べの適正化に寄与するため、各警察署を巡回して取調べ状況を確認したほか、 継続的かつ効果的な指導の実施を指示した。(巡回数102回)
- ・ 取調べ監督制度を適正に推進するため、県警察学校の初任科生や専科生等を対象 とした研修を実施したほか、事例に基づく執務資料の発出と警部以下を対象とした SA(ショートアンサー)形式の試験を実施した。(研修回数13回、資料発出43回)